

令和8年度若手教員グローアップ事業
アドバンスティーチャー（教師力向上促進指導員）募集要項

1 職務内容

若手教員グローアップ事業における研修対象者に対して、授業技術や学級経営能力の向上を目的とした訪問指導を行う。具体的には、授業観察、相談、助言等を通して、概ね次の指導を行うこととする。

(1) 学習指導に関すること

実際の授業の機会等を使って、課題解決の方法やよりよい授業展開について具体的・実践的な指導等を行う。

(2) 学級経営や生徒指導に関すること

児童生徒理解、学級経営、生徒指導について経験に基づく専門的・共感的な指導等を行う。

(3) その他

学習や生活に関する課題や悩みの解決に向けた指導等を行う。

なお、訪問指導計画の作成及び本事業に係る情報交換等のために、年2回の「若手教員グローアップ事業連絡会議」に参加する。

2 応募資格

次の各号の全てに該当すること。

- (1) 本県の小・中学校の管理職として勤務した実績を有する者
- (2) 専門的知識・技能及び経験を有し、小・中学校の若手教員が資質向上を図るに当たって適切な指導をすることができる者
- (3) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

3 募集人数

募集人数については、国及び県の令和8年度予算が確定したところで決定します。

（参考：令和7年度は10名）

4 勤務条件・報酬等

- (1) 勤務場所
 - ・次のいずれかの教育事務所に配置され、主に管内の研修対象者の所属する小・中学校へ訪問指導を行います。
 - ①中北教育事務所
 - ②峡東教育事務所
 - ③峡南教育事務所
 - ④富士・東部教育事務所

(2) 勤務時間

- ・週1日から5日の間
 - ・1日当たり1時間から7時間45分の間

※総勤務時間は、国及び県の令和8年度予算が確定したところで決定する。（参考：令和7年度勤務は年間平均約190時間。ただし、対象者の人数によって変動あり。）

(3) 報酬額

- ・「若手教員グローアップ事業に係るアドバンスティーチャー取扱

- 要綱」により定めます。（参考：令和7年度勤務 時給 2,940円）
- (4) 交通費 · 県の規定に準じて支給します。
 - (5) 身分 · 改正地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員（パートタイム）
 - (6) 保険 · 県条例「山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」が適用されます。
 - (7) 社会保険 · 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用はありません。

5 任用期間

令和8年 5 月 13 日から令和9年 3 月 3 日まで

6 申込方法

別紙「令和8年度アドバンスティーチャー名簿登載選考検査受検申込書」に必要事項を記載し、簡易書留で郵送してください。

7 受付期間

- ・令和8年 2 月 5 日（木）から令和8年 3 月 6 日（金）まで
- ・申込先については、後記「10 問い合わせ先」のとおりとする。

8 採用までの流れ

県教育委員会は上記の申込方法で手続きをしたものを、書類選考を経て志願者名簿に登録を行う。登録された者には、任用の必要性が生じた時点で、別途面接検査を行い、合格した者をアドバンスティーチャーとして、採用する。

詳細については、書類選考修了後に、本人に電話にて連絡する。

①申込書類の提出 ⇒ ②書類選考 ⇒ ③志願者名簿に登録 ⇒ ④面接検査
⇒ ⑤合格 ⇒ ⑥採用

9 選考基準

- (1) 応募資格に適合する者
- (2) 若手教員の教師力向上促進指導員として経験が豊富で、高い見識を備えた者
- (3) 職務に対して真摯な態度で臨み、若手教員の指導を行うのに必要な熱意をもつて いる者

10 問い合わせ先

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 山梨県庁防災新館 3 階
山梨県教育庁 義務教育課 若手教員グローアップ事業担当
電話番号：055-223-1765